

地理的表示保護制度活用総合推進事業

【174（174）百万円】

対策のポイント

G I（地理的表示）保護制度の活用による地域産品のブランド化を進めるため、G Iの登録申請やG I保護制度の普及啓発を支援します。

<背景／課題>

- ・地理的表示（G I）保護制度は、地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等の特性が生産地と結びついている農林水産物・食品の名称を、その品質等とあわせて保護する制度で、平成27年6月から運用が開始されています。（平成28年12月7日現在24産品が登録。）また、我が国で保護されたG Iの海外での保護を進めるため、平成28年12月にG I法が改正されました。
- ・農林水産業の成長産業化のため、G I保護制度の活用を更に推進するとともに、G I保護制度は「本物を守る」ための国際的な知的財産の保護制度であり、我が国農産物の輸出促進を図る上でも、その活用が期待されます。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円（平成27年度）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））)

<主な内容>

1. 地理的表示保護制度活用促進事業[拡充] 121（119）百万円

（1）地理的表示保護制度推進事業（拡充）

G I保護制度の活用に取り組もうとする産地に対する説明会の開催や、G I登録申請に向けた相談に対応する支援窓口の充実を図るとともに、G I登録に当たって必要となる調査の実施等を支援します。

（2）知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業（継続）

G Iを活用した地域ブランド化等を促すため、全国のG I産地・G I産品を流通関係者や消費者等に紹介するシンポジウムや展示会等を開催し、制度の普及・活用を推進します。

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体等）

2. 海外知的財産保護・監視委託事業[継続]

40（40）百万円

日本のG I 産品等の保護のため、海外における不正使用の監視、商標登録等の状況を調査し、都道府県等関係機関と共有することで、海外における知的財産侵害対策の強化を図ります。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

3. 地理的表示産品情報発信委託事業[新規]

12（一）百万円

日本のG I 産品の海外での保護に資するとともに、海外での販売促進に役立てるため、日本のG I 登録産品の情報を、日本語及び英語等多言語で海外の政府関係者、国内外の流通関係者や消費者等にわかりやすく発信します。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 （03-6738-6317）]